

保守点検仕様書

当仕様書は、浄化槽法その他関係法令で定める基準に従った保守点検を実施し、定められた当該浄化槽の機能を維持することを目的とする。

(1) 点検項目

1 正常な機能を維持するため、次の事項を点検すること。

イ 次の事の遵守の確認

- ①浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけていないか。
- ②通気装置の開口部をふさいでいないか。
- ③浄化槽に故障又は異常を認めた時の連絡体制は万全か。

ロ 流入管渠と槽の接続の状況

ハ 槽の水平の保持の状況

ニ 流入管渠における、し尿・雑排水の流れの状況

ホ 単位装置及び付属機器類の装置の位置の調査

ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状況

- 2 流入管渠、インバートマス、移流管、移行口、越流ぜき、流入口及び放流管渠に異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 3 流量調節タンク又は流量計算槽にあってはポンプ作動水位及び計算装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 4 バッキ装置にあっては、散気装置に目詰まりしないようにし、又機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 5 駆動装置及びポンプ設備にあっては、常時又は一定の時間ごとに作動するようにすること。
- 6 接触バッキ室又は、接触バッキ槽（担体反応槽を含む）にあっては、溶存酸素がそれぞれ均等におおむね 0.3 mg/l 以上、 1.0 mg/l 以上に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 7 バッキタンク、バッキ室又は、バッキ槽（担体反応槽を含む）流路にあっては、溶存酸素及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されること。適正值は、バッキ室にあっては室内均等おおむね 0.3 mg/l 以上、バッキタンク、バッキ槽にあっては、おおむね 1.0 mg/l 以上、循環水路バッキ方式の流路にあっては、槽内均等おおむね 1.0 mg/l 以上であること。

適正混合浮遊物質濃度とは単独処理のものにあっては、混合液 30 分間、汚泥沈殿率がおおむね 10% 以上 60% 以下であること。又、合併処理のものにあっては、長時間バッキ方式及び循環水路バッキ方式の場合、おおむね 3000～6000 mg

／1、標準活性汚泥方式及び分注バッキ方式の場合おおむね1000～3000mg／1、汚泥再バッキタンクについては、おおむね6000～10000mg／1であること。

- 8 撒水3床型二次処理装置又は撒水3床にあっては、3床に均等な撒水が行われ、及び3床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 9 平面酸化型二次処理装置にあっては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 10 汚泥返送装置又は、汚泥移送装置にあっては、適正に作動するようにすること。
- 11 吸着剤・凝集剤・水素イオン・濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 12 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊・蠅等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 13 放流水は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 14 その他、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。
- 15 水質試験（2回／年）

点検時実施項目

- ①流入水－水温・外観・臭気・PH・色相
- ②バッキ槽等－溶存酸素・SV・水温・外観・臭気・PH・色相
- ③処理水－水温・外観・臭気・PH・色相・残留酸素・透視度・GR反応

指定度実施項目

- ④PH・透視度・大腸菌・BOD・COD・SS

16 機器の保守点検

各電気回路・機器について

- ①電流値・絶縁抵抗試験
- ②異常音・異常振動の点検
- ③ベルトの点検交換
- ④オイル・グリス類の補充・交換
- ⑤その他の異常の予防・発見に努めること

(2) 業務実施基準

- 1 奈良県知事へ保守点検業の登録を行っていること。
- 2 管理担当者及び責任者を定め、その内容は下記のとおりとする。
 - ①担当者は、作業に従事するときは、一定の服装を着用し、常に清潔を保つこと。
 - ②担当者は、身元確認できる証明書を常に所持すると共に必要でない場所へ立ち入らないこと。
 - ③電気・水道の使用については、節約を心がけ、効率的に行い、無事故を目的とする。

- ④担当者は、厚生労働省で定める技術管理者であること。
- ⑤受注者は、緊急時及びその他発注者より要請があったとき、速やかに対応処理できるよう、常に1名以上の連絡体制を作り、発注者に書類を提出すること。

(3) その他

1 点検回数

[合併処理浄化槽]

分離接触バッキ方式は2週間に1回以上（年間26回以上）とし、長時間バッキ方式は1週間に1回以上（年回52回以上）とする。担体流動浮上濾過方式（アムズ株）は3ヶ月に1回以上とする。

報告は、書面にて点検後速やかに提出すること。毎月1回点検報告書を提出するものとする。また、点検実施が分かるよう各施設の作業写真も添付すること。

2 その他特記事項

- ①受注者は、施設機能確認に必要な場合、上記以外にも発注者、受注者立会の上、保守点検を行うこと。
- ②浄化槽維持のため必要な消耗品、部品、油等、又は、軽微な修理については、受注者負担とする。
- ③受注者は、浄化施設維持管理を行う上で事故の発生、もしくは事故が予想できる場合、速やかに発注者に報告を行い、担当者の指示を受けること。
- ④公共下水道に接続した場合や施設改修等により浄化槽維持管理が不要でなくなった場合は、変更契約（減額）を行います。

壺分小学校マンホールポンプ保守点検仕様書

当仕様書は、生駒市が設置した壺分小学校公共下水道マンホールポンプ施設について保守点検業務を実施し、その機能を維持することを目的とする。

(1) 業務場所の所在地

生駒市壺分町356番地1 壺分小学校 地内

(2) 業務委託の範囲

業務の適用範囲は、次に示す施設とする。

マンホールポンプ（製造年月 平成17年2月）

1 マンホール型式 特殊マンホール

2 制御盤 屋外装柱形 自動通報装置付

3 名称 汚物用水中ハイスピンポンプ

型式 着脱式 65PU21.5-51/61

口径Φ65mm 吐出量0.4m³/min

全揚程9.0m 出力1.5kW 台数 2台

(3) 法令の遵守

受注者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するとともに、維持管理業務の履行に必要な下水道法をはじめとする関係法令を厳守すること。なお関係各法令について、施設設置者である発注者の責務であると定められている事項については、業務委託範囲外とする。

(4) 業務内容

本業務は、保守点検、定期点検及び異常発生時の緊急出動からなるものとする。

1 保守点検

- | | | |
|---|---------|---|
| イ | ポンプ設備点検 | 電流値及び絶縁抵抗値の測定
異音、振動及び外観点検 |
| ロ | 電気設備点検 | 漏電遮断器の動作試験
自動運転の動作試験
ランプ類の点灯確認
全体の目視外観点検
警報回路及び異常時通報装置の動作点検 |

- | | |
|---------|---|
| ハ 設備点検 | し渣、スカム除去処分
槽内沈砂堆積状況点検
逆止弁動作確認
ポンプ稼働時間の記録 |
| ニ 点検の時期 | 6 ヶ月に 1 回 |

2 定期点検

- | | |
|-------------|--|
| イ ポンプ引き揚げ点検 | インペラー等外観点検及び必要に応じオイル交換 |
| ロ 揚水量確認点検 | 吐出部での目視点検 |
| ハ 電気設備精密点検 | 警報動作試験全警報の発報
漏電遮断機の動作確認
自動運転の動作確認
逆止弁動作確認
全体の目視外観点検
ネジ等緩み点検端子等の増し締め |
| ニ 全体設備点検 | 配管設備 逆止弁動作確認
槽全体 槽内清掃沈砂除去処分
槽内外観点検（亀裂、漏水、錆等） |
| ホ 点検の時期 | 年 1 回 |

3 異常発生時の緊急出動

設備の異常発生時には、ただちに現場に急行し、適切な処置を講じて、施設の正常な運転を確保するものとする。

（５）業務の実施に関する留意事項

- 1 マンホールポンプ施設からの異常時通報の通報先を受注者とする。
- 2 保守点検及び定期点検の日時については、発注者と協議し決定すること。
- 3 本仕様書から逸脱する修繕等を要する時は、正常運転に要する応急処置を講じた後、ただちに発注者に連絡し、指示を受けるものとする。
- 4 マンホール内の作業について、事故災害の発生を防止するために換気や足場等に十分注意して行うこと。
- 5 本業務の実施においては、発注者と連絡を密にとり、業務の確実性と安全をはかること。

（６）提出書類

受注者は、下記の書類をその都度速やかに提出すること。

- 1 (契約後) 業務実施計画書
- 2 (各業務終了時) 作業内容に確認できる写真を添付した業務報告書
*別紙マンホールポンプ場日常点検表参考
- 3 その他業務の履行上必要とされる書類

桜ヶ丘小学校マンホールポンプ保守点検仕様書

当仕様書は、生駒市が設置した桜ヶ丘小学校公共下水道マンホールポンプ施設について保守点検業務を実施し、その機能を維持することを目的とする。

(1) 業務場所の所在地

生駒市桜ヶ丘7番15号 桜ヶ丘小学校 地内

(2) 業務委託の範囲

業務の適用範囲は、次に示す施設とする。

マンホールポンプ

(体育館側)

1 ポンプの形式 エバラDWS型樹脂製汚水雑排水用水中ポンプ

2 機名 50DVS6.75B

3 形式 乾式水中形

4 吐出量 $0.22\text{ m}^3/\text{min}$

全揚程10.0m 出力0.75kW 台数 2台

5 制御盤 室内

(プール側)

1 ポンプの形式 エバラDVS型セミボルテックス水中ポンプ

2 機名 50DVS61.5

3 形式 乾式水中形

4 吐出量 $60\ell/\text{min}$

全揚程20.0m 出力1.5kW 台数 2台

5 制御盤 室内

(3) 法令の遵守

受注者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するとともに、維持管理業務の履行に必要な下水道法をはじめとする関係法令を厳守すること。なお関係各法令について、施設設置者である発注者の責務であると定められている事項については、業務委託範囲外とする。

(4) 業務内容

本業務は、保守点検、定期点検及び異常発生時の緊急出動からなるものとする。

1 保守点検

- イ ポンプ設備点検 電流値及び絶縁抵抗値の測定
異音、振動及び外観点検
- ロ 電気設備点検 漏電遮断器の動作試験
自動運転の動作試験
ランプ類の点灯確認
全体の目視外観点検

- ハ 設備点検 し渣、スカム除去処分
槽内沈砂堆積状況点検
逆止弁動作確認

- ニ 点検の時期 6 ヶ月に 1 回

2 定期点検

- イ ポンプ引き揚げ点検 インペラー等外観点検
- ロ 揚水量確認点検 吐出部での目視点検
- ハ 電気設備精密点検 漏電遮断機の動作確認
自動運転の動作確認
逆止弁動作確認
全体の目視外観点検
ネジ等緩み点検端子等の増し締め

- ニ 全体設備点検 配管設備 逆止弁動作確認
槽全体 槽内清掃沈砂除去処分
槽内外観点検（亀裂、漏水、錆等）

- ホ 点検の時期 年 1 回

3 異常発生時の緊急出動

設備の異常発生時には、ただちに現場に急行し、適切な処置を講じて、施設の正常な運転を確保するものとする。

(5) 業務の実施に関する留意事項

- 1 マンホールポンプ施設からの異常時通報の通報先を受注者とする。
- 2 保守点検及び定期点検の日時については、発注者と協議し決定すること。

- 3 本仕様書から逸脱する修繕等を要する時は、正常運転に要する応急処置を講じた後、ただちに発注者に連絡し、指示を受けるものとする。
- 4 マンホール内の作業について、事故災害の発生を防止するために換気や足場等に十分注意して行うこと。
- 5 本業務の実施においては、発注者と連絡を密にとり、業務の確実性と安全をはかること。

(6) 提出書類

受注者は、下記の書類をその都度速やかに提出すること。

- 1 (契約後) 業務実施計画書
- 2 (各業務終了時) 作業内容に確認できる写真を添付した業務報告書
*別紙マンホールポンプ場日常点検表参考
- 3 その他業務の履行上必要とされる書類

(7) その他

警報装置設備なし

真弓小学校マンホールポンプ保守点検仕様書

当仕様書は、生駒市が設置した真弓小学校公共下水道マンホールポンプ施設について保守点検業務を実施し、その機能を維持することを目的とする。

(1) 業務場所の所在地

生駒市真弓1丁目11番15号 真弓小学校 地内

(2) 業務委託の範囲

業務の適用範囲は、次に示す施設とする。

マンホールポンプ

1 マンホール型式 3号マンホール $\phi 1500\text{mm}$

2 制御盤 屋外装柱形 自動通報装置付

3 ポンプの名称 (株)川本製作所 チャンピオン

型式 着脱式 AU4-806/1006-3.7

口径 $\Phi 80/100\text{mm}$ 吐出量 $0.4\text{m}^3/\text{min}$ $1.25\text{m}^3/\text{min}$

全揚程 14.2m 7.2m 出力 3.7kW 台数 2台

(3) 法令の遵守

受注者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するとともに、維持管理業務の履行に必要な下水道法をはじめとする関係法令を厳守すること。なお関係各法令について、施設設置者である発注者の責務であると定められている事項については、業務委託範囲外とする。

(4) 業務内容

本業務は、保守点検、定期点検及び異常発生時の緊急出動からなるものとする。

1 保守点検

- | | |
|-----------|--------------------|
| イ ポンプ設備点検 | 電流値及び絶縁抵抗値の測定 |
| | 異音、振動及び外観点検 |
| ロ 電気設備点検 | 漏電遮断器の動作試験 |
| | 自動運転の動作試験 |
| | ランプ類の点灯確認 |
| | 全体の目視外観点検 |
| | 警報回路及び異常時通報装置の動作点検 |

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| ハ 設備点検 | し渣、スカム除去処分
槽内沈砂堆積状況点検
逆止弁動作確認 |
| ニ 点検の時期 | 6 ヶ月に 1 回 |

2 定期点検

- | | |
|-------------|--|
| イ ポンプ引き揚げ点検 | インペラー等外観点検及び必要に応じオイル交換 |
| ロ 揚水量確認点検 | 吐出部での目視点検 |
| ハ 電気設備精密点検 | 警報動作試験全警報の発報
漏電遮断機の動作確認
自動運転の動作確認
逆止弁動作確認
全体の目視外観点検
ネジ等緩み点検端子等の増し締め |
| ニ 全体設備点検 | 配管設備 逆止弁動作確認
槽全体 槽内清掃沈砂除去処分
槽内外観点検（亀裂、漏水、錆等） |
| ホ 点検の時期 | 年 1 回 |

3 異常発生時の緊急出動

設備の異常発生時には、ただちに現場に急行し、適切な処置を講じて、施設の正常な運転を確保するものとする。

（５）業務の実施に関する留意事項

- 1 マンホールポンプ施設からの異常時通報の通報先を受注者とすること。
- 2 保守点検及び定期点検の日時については、発注者と協議し決定すること。
- 3 本仕様書から逸脱する修繕等を要する時は、正常運転に要する応急処置を講じた後、ただちに発注者に連絡し、指示を受けるものとする。
- 4 マンホール内の作業について、事故災害の発生を防止するために換気や足場等に十分注意して行うこと。
- 5 本業務の実施においては、発注者と連絡を密にとり、業務の確実性と安全をはかること。

（６）提出書類

受注者は、下記の書類をその都度速やかに提出すること。

- 1 （契約後） 業務実施計画書

2（各業務終了時） 作業内容に確認できる写真を添付した業務報告書

＊別紙マンホールポンプ場日常点検表参考

3 その他業務の履行上必要とされる書類

マンホールポンプ場日常点検表

	機器名	点検箇所	判定
機器設備	No.1 ポンプ	本体外観の錆・損傷・変形	良・否
		運転時の異音	無・有
		逆止弁の動作	良・否
		引上げ用チェーンの錆・損傷	良・否
		ケーブルの損傷等	無・有
	No.2 ポンプ	本体外観の錆・損傷・変形	良・否
		運転時の異音	無・有
		逆止弁の動作	良・否
		引上げ用チェーンの錆・損傷	良・否
		ケーブルの損傷等	無・有
電気計装設備	操作盤	表示灯・動作灯	良・否
		指示計の損傷・指示異常	無・有
		ELB・3Eリレーの動作	良・否
		配線・ヒューズの異常	無・有
		ヒーター電源	入・切
		冷却ファン	良・否
		操作盤の錆・損傷・変形	無・有
		切替スイッチの位置（点検終了時）	良・否
	非常通報装置	機器本体の異常確認	良・否
		通報の確認	良・否
		電話通信状況	良・否
	水位計	作動状況	良・否
	フロートスイッチ	油脂付着・汚損状況	無・有
土木設備その他	マンホール内	乖離・腐食・損傷等	無・有
		異物・堆積物・油脂付着	無・有
	足掛金物	変形・腐食・損傷等	無・有
	マンホール鉄蓋	開閉状況	良・否
		損傷・変形	無・有
	柵・その他	配管類の錆・損傷・変形	無・有
		錆・損傷・変形	無・有
		錠の確認	済・未

試験・測定				オーバーフロー管			
				羽根車形状			
				ポンプ出力			k w
	ポンプ	電圧値	V	定格電流	A	定格電流	A
				No.1 ポンプ		No.2 ポンプ	
		電流値	今回		A		A
			前回		A		A
		絶縁抵抗値			MΩ		MΩ
					Hr		Hr
		運転時間計			Hr		Hr
					Hr		Hr
			今回		KWH		KWH
		電力計	前回		KWH		KWH
			電力量		KWH		KWH
	環境測定	(許容量18%以上)		(許容量10ppm以下)		(許容量30%LEL以下)	
		酸素濃度	%		ppm		%LEL
備考							
		絶縁抵抗値測定／					
		内部洗浄／					
		浮遊物の有無／					
		スカム量／					

○学校名（保守点検）（浄化槽・マンホールポンプ）

学 校 名	所 在 地	方 式
生駒南小学校	生駒市萩原町335番地	接触バッキ方式 250人槽 30立米／日 30PPM
俵口小学校	生駒市俵口町614番地の1	長時間バッキ方式 600人槽 165立米／日 30PPM
壺分小学校	生駒市壺分町356番地1	マンホールポンプ スクリーン付き
桜ヶ丘小学校	生駒市桜ヶ丘7番15号	マンホールポンプ×2箇所
真弓小学校	生駒市真弓1丁目11番15号	マンホールポンプ

学 校 名	所 在 地	方 式
緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘2232番地	担体流動浮上濾過方式(アムズ株) 150人槽 30立米／日 20PPM

契約期間

令和7年6月1日～令和10年5月31日